

第3号被保険者制度等について

女性の年金権の確立と第3号被保険者制度の導入について

昭和60年改正前

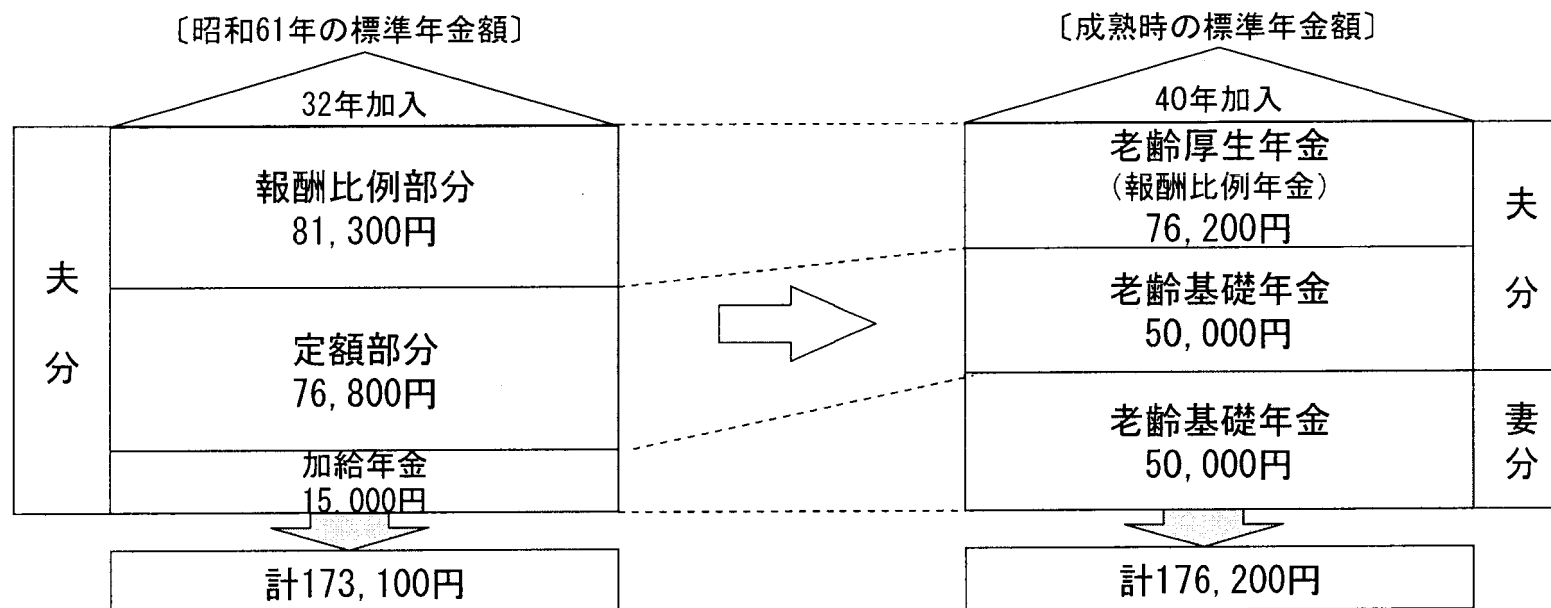
- 国民年金の強制適用対象ではなかった。
(ただし、任意加入は可能。)
- 任意加入していない場合は、独自の年金権なし。
- 当時、指摘されていた課題
 - ・障害年金が支給されない
 - ・離婚すると年金の受給権がなくなる

昭和60年改正後

- 基礎年金制度を導入し、個人を単位とした給付を行う。
- サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金に強制適用対象とする。
- 片働き世帯の給付水準は従来水準を維持しつつ、夫婦2人の基礎年金と被用者の報酬比例年金とする。
- 第3号被保険者については独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担。

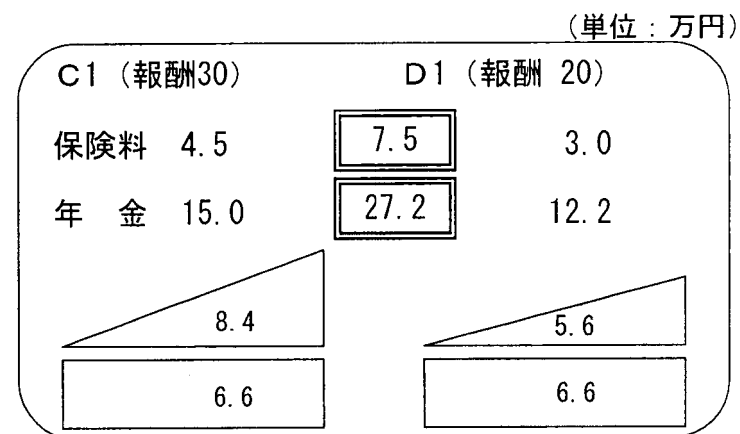
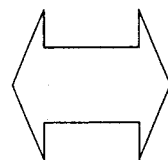
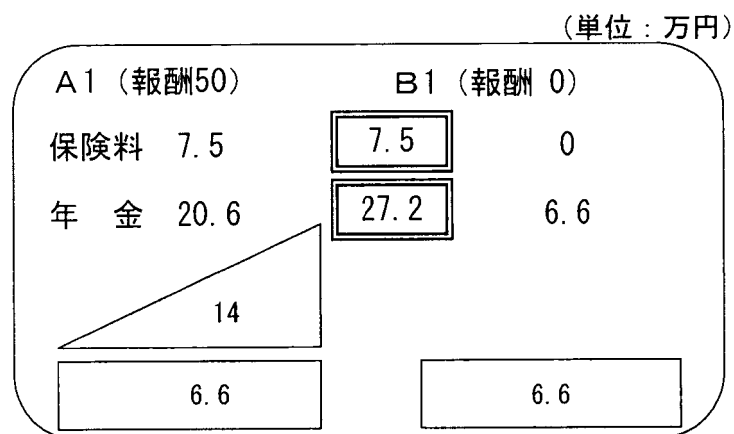
◎これにより、基礎年金部分について専業主婦を含めた女性の年金権が確立

<基礎年金導入による給付構造の変化（イメージ）>



<基礎年金導入後の保険料負担と給付（イメージ）>

◎夫婦世帯で標準報酬が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額



平成16年改正に至る「女性と年金」に関わる議論の経緯

第3号被保険者制度に対する問題指摘(代表例)

専業主婦は、被保険者本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されている

特に、一定程度の給与所得がある場合であっても、被保険者本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されている

平成16年改正に向けた検討過程では、第3号被保険者制度を見直すため、専業主婦自身に保険料を負担させるものも含め6つの案を議論したが、多くの論点があり、成案を得るに至らなかった。

※検討経緯は別紙

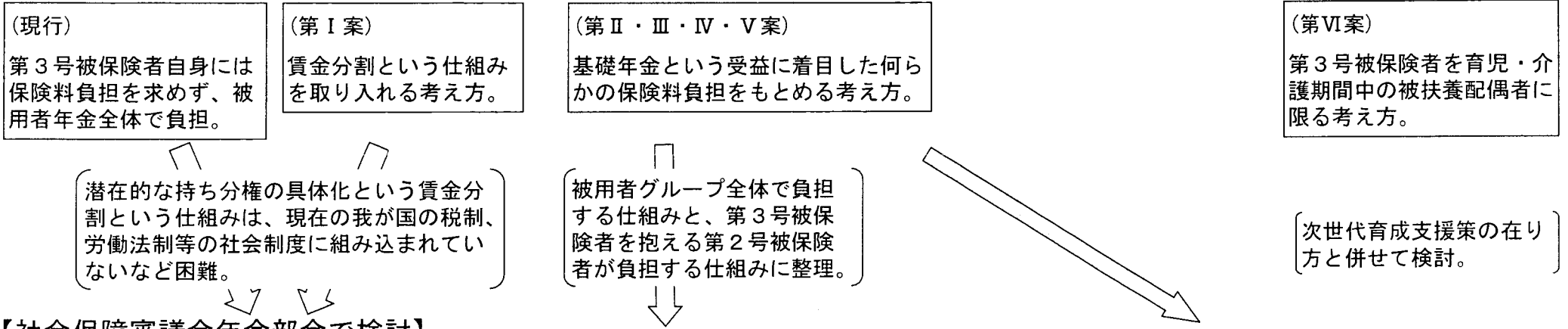
平成16年改正における対応

専業主婦自身に新たに保険料を負担させるのではなく、夫が世帯単位で負担している保険料は夫婦が共同して負担したものであるという基本的認識に立つ。

そして、妻も夫の保険料の半額を負担したということを前提に、離婚時に第3号被保険者期間の厚生年金の1/2を分割する制度(いわゆる3号分割)を導入する。

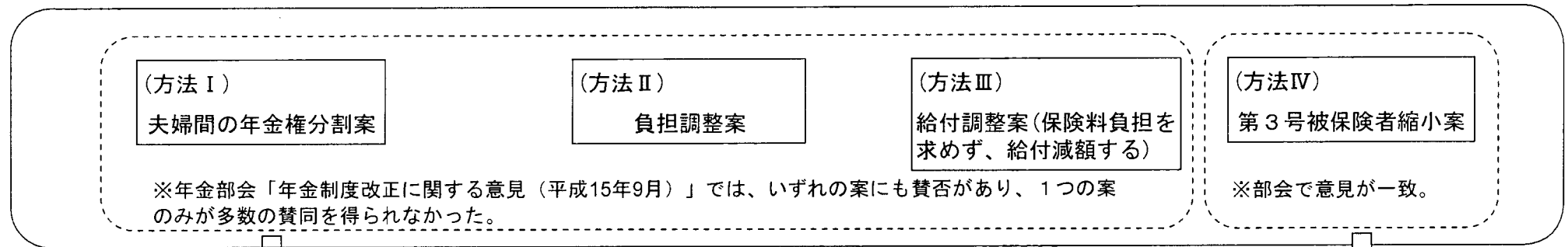
改正法附則において、「短時間労働者に対する厚生年金適用」について、総合的に検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。

【女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書(平成13年12月)6案(参考1)】



【社会保障審議会年金部会で検討】

(平成14年12月厚生労働省としてとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において、上記6案を基に4案(参考2)に整理。この整理を基に検討を進めた。)



現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していく。

応益負担という厚生年金の原則を変更し、受益に応じた負担を求めることが妥当であるかという問題。世帯単位での給付と負担の公平が崩れる問題、追加負担分についての事業主負担や保険料徴収事務の問題。

全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという問題。

【厚生労働省案 持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(平成15年11月)】

第2号被保険者が納付した保険料は、給付算定上夫婦が共同負担したものとみなすこととして、納付記録を分割し、この記録に基づき夫婦それぞれに給付を行う、年金分割制度を導入。

短時間労働者への厚生年金の適用拡大により第3号被保険者を縮小。

平成16年改正以降の議論の経緯

平成16年年金制度改正(平成16年改正法)(再掲)

◎離婚時に第3号被保険者期間の厚生年金の2分の1を分割する制度を導入
(離婚分割・3号分割)

○改正法附則において「短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用」について、総合的に検討し、必要な措置を講ずる旨規定

→ 社会保障審議会年金部会 パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ(平成19年3月)

○新たな基準(週所定労働時間20時間以上の者、一定以上の賃金・勤務期間)を設け適用範囲を拡大すべき。学生など属性や業種によって対象から除外すべきではない。企業経営に悪影響を生じることのないよう一定の配慮措置が必要。

『パート労働者に対する厚生年金適用の拡大について』(厚生労働省案)(平成19年3月)

○新たな基準(週所定労働時間20時間以上の者、「月額98,000円」以上の賃金、「1年以上」の勤務期間)を設け適用範囲を拡大すべき。従業員「300人」以下の中小企業は、新たな基準の適用を猶予。

被用者年金一元化法案(平成19年4月)

○新たな基準(週所定労働時間20時間以上の者、「月額98,000円」以上の賃金、「1年以上」の勤務期間)を設け適用範囲を拡大。従業員「300人」以下の中小企業は、別に法律で定める日まで、新たな基準の適用を猶予。学生は、適用除外。

第3号被保険者制度の見直し案

(女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書)

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
現行	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—夫—一定率負担】</p> <p>通常は所得のない第3号被保険者に独自の保険料負担を求めることとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担するもの。</p>
第Ⅰ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—妻—一定率負担】</p> <p>潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担の仕組みを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。</p>
第Ⅱ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—妻—一定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額（現在13,300円）の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅲ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—一定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号被保険者の保険料と同額（13,300円）を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>所得のある者から保険料負担を求めるという考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる</p>

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
第Ⅳ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—一定率負担】</p> <p>まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅴ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担—夫—一定率負担】</p> <p>夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高賃金者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。</p> <p>片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目して、高賃金者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>
第Ⅵ案	<p>第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み（その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。）。</p> <p>第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>

第3号被保険者制度の見直しに向けた4つの案
(年金改革の骨格に関する方向性と論点)

	考え方	仕組みの概要
【方法Ⅰ】 夫婦間の年金権分割案	様々な生活実態に応じて必要な保障を行う公的年金の機能を確保しつつ、年金給付算定上、世帯の賃金が分割されたものとして評価することにより、夫婦の間で年金権の分割を行い、同一世帯内において個人はそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2号被保険者と第3号被保険者の夫婦において、保険料負担は、従来どおり、第2号被保険者が勤務する事業所を通じて、その標準報酬に応じた保険料を納付する。 ○ 年金給付については、第2号被保険者の標準報酬が第3号被保険者との間で分割されたものとして評価する。この場合、第3号被保険者は、基礎年金に加えて、報酬比例年金を有する。
【方法Ⅱ】 負担調整案	第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。	<p>《方法Ⅱ-1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。（負担の一部を受益に応じた負担とする。） ○ 例えば、第2号及び第3号被保険者に対して一律に国民年金保険料の半額（現在は、13,300円/2=6,650円）に相当する定額保険料の負担を求め、残りの費用については第2号被保険者の間で定率で負担する。
		<p>《方法Ⅱ-2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定する。 ○ 第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。

	考え方	仕組みの概要
【方法Ⅲ】 給付調整案	第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。	<p>《方法Ⅲ－1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3号被保険者について国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。 ○ 現在であれば、基礎年金給付は1/3となり、基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げ後であれば、基礎年金給付は1/2となる。 ○ 第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。 <p>《方法Ⅲ－2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。 ○ この場合、例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が1/2であれば、基礎年金給付は3/4となる。 ○ 方法Ⅲ－1同様、第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。
【方法Ⅳ】 第3号被保険者縮小案	現実に約1,000万人の第3号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していく。 ○ この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし、実質的に第3号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。